

## 平成 18 年度 新宿区介護予防事業実施状況

### 1 介護予防事業の開始

介護保険制度の改正により、18年度から地域支援事業の介護予防事業として開始した。

#### 【地域支援事業とは】

要支援・要介護状態になる以前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業である。

### 2 介護予防教室

#### (1) 参加者の選定方法と基本的な流れ

特定高齢者の選定

介護予防マネジメント

事業参加

#### 【特定高齢者とは】

要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者で、医療機関の基本健康診査において、生活機能評価の判定で一定数値に該当した方である。

#### 【介護予防マネジメントとは】

生活機能評価等の結果をもとに、心配なところを改善する計画を立てるものである。

#### 【教室の種類】

特定高齢者と判定された方を対象に、明らかとなった個々のリスクを改善するための教室である。

- ・筋力向上トレーニング
- ・転倒予防
- ・低栄養改善
- ・尿失禁予防
- ・水中運動
- ・総合的予防改善

### 3 介護予防事業の課題

今年度新しいしくみで実施したが、下記の問題点が見えてきた。

#### (1) 特定高齢者把握事業

##### 特定高齢者候補の選定

18年度の基本健康診査実施予測は、概ね22,000名である。医療機関が実施した基本健康診査に基づき選定した結果、特定高齢者候補の出現率が3.8%であることから、836名が候補者見込み数である。しかしながら、9月末では特定高齢者候補は356名となっている。

この3.8%という区の出現率に対し、国では9.5%である。

## (2) 特定高齢者の決定

計画値では特定高齢者の選定・決定は550名となっているが、出現率3.8%という特定高齢者候補の数字には、医療優先のため介護予防サービス不可の帳票も含まれているため、実際の特定高齢者決定者は更に低い数字となり、214名が決定者である。

計画では、介護予防サービス提供が248名となっている。

特定高齢者の把握に全国の自治体が苦慮していることに対し、国は10月8日に第2回地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会を実施した。さらにこれをうけ都の説明会が10月26日に行われた。この中で、国は特定高齢者を探し出すための工夫を強調している。具体的には基本健康診査は低確率の選定手段であり、高確率で選定できる個別実施をあらゆる機会を利用して実施すべしというものである。

## (3) 介護予防マネジメント

特別区の調査結果では、特定高齢者が介護予防マネジメントに結びついた者の割合は37.9%となっているが、新宿区では、9月末時点でおおむね50%という数字がでている。

7月開始の教室については、特定高齢者候補の対象者を定めて区民健康センターでの健診受診を勧奨したことから、100%がマネジメントに結びついた(マネジメントが先にあった)という高い数字になっている。

## 4 課題に対する取り組みについて

特定高齢者を的確に把握し、介護予防マネジメントに結びつけるために、医療機関に対しては介護予防の取組みの大切さを、さらにPRするとともに、地域包括支援センターとしても、各地域で行われる一般高齢者健康教育の場へ出向き介護予防教室の紹介・相談を行う、普及啓発のための情報紙「(仮称)元気通信」の発行など、工夫をこらした取組みを予定している。